

# 士幌町森林整備計画（変更）

計画期間 

|   |       |       |    |
|---|-------|-------|----|
| 自 | 平成31年 | 4月    | 1日 |
| 至 | 令和11年 | 3月31日 |    |

令和4年4月1日 変更

北海道  
士幌町

# 目 次

## I 伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 森林施業の合理化に関する基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

### 第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在・・・・・・・・ 11
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準・・ 11
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・ 12
- 2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・ 14
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針・・・・ 16
- 2 森林の施業又は経営の受託等による規模の拡大を促進するための方策・・・・ 16
- 3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・ 16
- 4 森林経営管理制度の活用に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

|   |                          |    |
|---|--------------------------|----|
| 2 | 施業実施協定締結その他森林施業の共同化の促進方策 | 17 |
| 3 | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項   | 17 |
| 4 | その他必要な事項                 | 17 |

#### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

|   |                                       |    |
|---|---------------------------------------|----|
| 1 | 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 | 18 |
| 2 | 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項         | 19 |
| 3 | 作業路網の整備に関する事項                         | 19 |
| 4 | その他必要な事項                              | 19 |

#### 第8 その他必要な事項

|   |                                 |    |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項           | 20 |
| 2 | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 | 20 |
| 3 | 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項     | 20 |

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

|   |                               |    |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 | 21 |
| 2 | その他必要な事項                      | 22 |

#### 第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

|   |                                    |    |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | 森林病虫害等の駆除及び予防の方法                   | 22 |
| 2 | 鳥獣害対策の方法による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。） | 22 |
| 3 | 林野火災の予防の方法                         | 22 |
| 4 | 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項       | 22 |
| 5 | その他必要な事項                           | 23 |

### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

#### V その他森林の整備のために必要な事項

|   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| 1 | 森林経営計画の作成に関する事項     | 23 |
| 2 | 生活環境の整備に関する事項       | 23 |
| 3 | 森林の整備を通じた地域振興に関する事項 | 23 |
| 4 | 森林の総合利用の推進に関する事項    | 24 |
| 5 | 住民参加による森林の整備に関する事項  | 24 |
| 6 | その他必要な事項            | 24 |

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| 別表1 | 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 | 27 |
|-----|-------------------------|----|

|     |                                  |    |
|-----|----------------------------------|----|
| 別表2 | 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域 | 28 |
|-----|----------------------------------|----|

|     |                    |    |
|-----|--------------------|----|
| 別表3 | 森林施業の方法を特定すべき森林の区域 | 33 |
|-----|--------------------|----|

|     |           |    |
|-----|-----------|----|
| 別表4 | 鳥獣害防止森林区域 | 36 |
|-----|-----------|----|

## I 伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、十勝の中北部に位置し、西部には東大雪山系の東ヌプカウシヌブリがあり、この一帯は大雪山国立公園に指定されています。

町のほぼ中央を音更川が南北に流れています。東部は標高300mの佐倉山の丘陵地と居辺川の河岸段丘地で土壌は火山灰性土壌からなっており、一部にローム層、扇状地れき層などになっています。

本町の総面積は25,919haで、森林面積は5,459haです。そのうちカラマツを主体とした人工造林地の面積は3,144haで人工林率は58%となっています。

人工林の齢級構成では、6齢級以下の若い林分は約849haであり、計画的な保育・間伐を適正に実施することが重要になります。また、7齢級以上の林分は約2,295haであり、多くの林分が主伐の時期を迎えている中で、森林の状況に応じた伐採とあわせ、伐採後に確実な造林を実行する必要があります。

町の広範囲の農業地帯に配置された防風保安林の面積は約774haです。防風保安林の管理については、森林の持つ多面的機能を発揮するため、計画的な施業を実施する必要があります。

居辺川流域は、土砂の流出や崩壊の恐れがあり、農地などを保全するために、山地災害防止機能の高い森林の整備を進めなければなりません。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、さらには放射性物質の影響等にも配慮し、適正な森林施業の面的な実施により、健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、その状況を適確に把握することとし、森林GISの効果的な活用を図ることとします。

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本町における森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じ、森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定します。

公益的機能別施業森林においては、水源涵養機能の増進維持を図る森林について「水源涵養林」、山地災害防止や土壌保全機能の維持増進を図る森林について「山地災害防止林」、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林について「生活環境保全林」、保健・レクリエーション機能や文化機能の維持増進を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域を設定します。

さらに、水源涵養林においては、水道取水施設上部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」に、また保健・文化機能等維持林においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し、特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。木材等生産林においては、林地生産力が高く、傾斜が緩やか又は平坦な地形で、かつ路網から近い森林を

「特に効率的な施業が可能な森林」として区域の中に重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育・間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理運営に必要不可欠であり、山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備に努めることとします。

なお、森林区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

【森林の区域ごとの望ましい森林並びに森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

| 発揮を期待する機能       | 森林の区域    | 望ましい森林の姿                                                                                          | 森林の整備及び保全の基本方針                                                                                                                        |
|-----------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水源涵養機能          | 水源涵養林    | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。            | 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。                                             |
|                 | 水資源保全ゾーン | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。                        | 良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。                                                             |
| 山地災害防止機能／土壌保全機能 | 山地災害防止林  | 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。 | 災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。<br>また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。 |
| 快適環境形成機能        | 生活環境保全林  | 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。                                              | 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。                     |
| 保健・レ            | 保健・文化機能等 | 身近な自然や自然とのふれあいの場                                                                                  | 保健・レクリエーション利用や文化活動、生                                                                                                                  |

|                                                          |                     |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------|---------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ク リ エー<br>ション機<br>能<br><br>文化機能<br><br>生物多様<br>性保全機<br>能 | 維持林                 |                    | <p>として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。</p> <p>史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。</p> <p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。</p> | <p>物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。</p> <p>また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> |
|                                                          | 生物多<br>様性<br>ゾ<br>ン | 水 辺 林<br>タイプ       | <p>日射遮蔽、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。</p>                                                                                                                                                                                        | <p>水辺における生態系保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                          |                     | 保 護 地<br>域 タイ<br>プ | <p>貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。</p>                                                                                                                                                                                                               | <p>希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。</p>                                                                                                                                                                                                                              |

#### 公益的機能別施業森林以外の森林

| 重視す<br>べき機<br>能   | 森林の区域          | 望ましい森林の姿                                                                          | 森林の整備及び保全の基本方針                                                                                                                                                                 |
|-------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 木材等<br>生 産 機<br>能 | 木 材 等 生 産<br>林 | <p>林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。</p> | <p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。</p> <p>また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。</p> |

|  |                |                                                      |                                                      |
|--|----------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
|  | 特に効率的な施業が可能な森林 | 上記に加え、緩傾斜地で路網からの距離が近い人工林を主体とした森林であって、積極的な木材生産に適した森林。 | 上記を基本とし、更に人工林の皆伐後は原則として人工造林により確実に更新を図り安定的な木材供給を推進する。 |
|--|----------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|

### (3) その他必要な事項

ア 山地災害防止機能をより高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いの森林土壌が薄く表層崩壊が起りやすい箇所については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため、適切な保育・間伐等の促進に努めるものとします。

なお、保育・間伐後に発生する枝条等についても適切に処理し、流木被害の一要因とならないよう十分留意するものとします。

イ 公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図るものとします。

ウ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

エ 本町では人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため、「北海道人工林資源管理方針」などにに基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むこととします。

特に当地域では、近年の道産材に対する需要の高まりから、一般民有林においてカラマツの人工林の皆伐が進む一方、再造林が追いつかず、伐採跡地が増加傾向にあるなど、カラマツ人工林資源の保続が懸念されていることから、カラマツ人工林については計画的な伐採を進めるとともに、伐採後の確実な造林による伐採跡地の発生防止及び過去の伐採跡地への造林による伐採跡地の解消に取り組むことにより、資源の平準化を図ります。

資源の平準化にあたっては、町や森林組合、林業関係機関で組織する市町村森林整備計画実行管理推進チーム等が中心となって、当地域における伐採及び造林状況を適確に把握するとともに、森林・林業・木材産業関係者等とも積極的に情報を共有し、計画的な伐採及び伐採後の確実な造林を推進します。

さらに、本計画書に定める事項を踏まえ、地域の関係者による連携のもとに森林整備等を進め、森林認証制度などを活用し、地域の環境の保全と持続可能な森林経営の実現を目指します。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方向

森林所有者、林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林・林業・木材産業関係者等の関係者との合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進することとします。

## 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

## 1 樹種別の立木の標準伐期齢

また、標準伐期齢は森林経営計画の実施基準や保安林等における伐採規制等の指標に用いられます。

(注2)「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

本町における立木の伐採方法は次のとおり行うこととします。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち②の択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気象、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集約からの距離といった社会的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散並びに伐採期間の長期化に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮との調和に配慮することとします。

5

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として伐採区域全体で概ね均等な割合となるよう伐採することとし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）となるよう行うこととします。

なお、択伐にあたっては森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持することとし、適切な伐採率によることとします。

- (2) 主伐にあたっては、伐採跡地が連続するような場合には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を間に確保し、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮することとします。また、伐採の対象とする立木は標準伐期齢以上であることを目安として選定することとします。
- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を配慮して行うこととします。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。
- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保全するよう留意し、森林を構成している樹種や林分構造等を勘案するとともに下層木に十分な光があたるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間をもって行うこととします。
- (5) 立木の伐採・搬出にあたっては「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に即した方法によることとします。

#### 【主伐時における伐採・搬出指針の概要】

森林の有する多面的機能を確保しながら森林資源を循環利用するための森林整備の指針です。

立木の伐採や搬出に当たって土砂の流出を未然に防止し林地の保全を図るとともに、生物多様性の保全や伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮すべき事項が定められたものです。

集材路（立木の伐採・搬出のために一時的に林業機械等が走行する仮施設で、継続して使用する森林作業道等とは異なります）は等高線沿いに配置し、また、沢筋を横断する箇所は極力少なくすることなどが定められています。

また、集材路や土場（木材等を一時的に集積し、積み込み作業等を行う場所）の配置に当たっては、溪流に土壌が流入することを防ぐため溪流から距離を置くことや人家や道路の直上には作設しないこと、水道の取水口周辺への設置を避けることなどが定められています。

### 3 その他必要な事項

- (1) 木材等生産林においては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、また齢級構成に留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採を行うこととします。
- (2) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢休閒伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定に当たっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

- (3) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

(4) 次の地域は林地崩壊や生態系のかく乱などにつながる恐れがあり、また伐採後の更新が困難なことから、皆伐を行わないよう努めることとします。

ア 確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

イ 土砂の流出や崩壊が発生する恐れがある急傾斜地・石れき地・沢沿い等

ウ 野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

(5) 伐採作業等に伴う立木の損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護版（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集積路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

(6) 伐採の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努め、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合には必要に応じて集材路等に排水路を設置するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流での伐採において降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採や搬出を土壌が凍結する冬期間に行うなど、実施時期にも配慮することとします。また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

(7) 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。

(8) 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保全に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ及びクマタカの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

また、地域にとって重要で特色ある防風林は、農耕地の保全や農村景観・生活環境の維持ほか野生生物の生息場所や移動経路としての生物多様性保全機能の役割も担っていることから、これらの多面的機能を高度発揮させるために防風林の連続性が保たれるよう配慮します。

(9) オフセット・クレジット（J－V E R）制度実施規則に基づき、オフセット・クレジット制度「土幌町有林間伐促進による森林づくりプロジェクト」の対象地については、平成35年3月31日までは主伐を行わないこととします。

## 第2 造林に関する事項

I の2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、造林をすることとします。

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気象、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既存の成林状況など適地適木を基本とし、また地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮し、次のとおり定めます。

なお、その他の郷土樹種及び定めた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員

等と協議の上、適切な樹種を選定することに努めます。

| 人工造林の対象樹種                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ、カンバ類、ミズナラ、ヤチダモ、ハルニレ、カツラ、ハンノキ、その他郷土樹種 |

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討するものとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。また、農地に隣接する防風林等についても、同様の効果が期待できることから、積極的に広葉樹を選定するものとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既存の成林状況、自然条件を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

エ カラマツ人工林については、資源の保続及び健全な森林経営を図るため、伐採後の着実な造林を推進するとともに、カラマツの優先的な植栽及び優良な苗木の確保に努めることとします。

## （２）人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

（ア）寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避等、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気象、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとします。特に、水源かん養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

（イ）地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生、及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮した上で、全刈りまたは筋刈りにより行うものとします。また、火入れを行う場合は、森林周辺の状況や気象状況に十分に留意するものとし、火入れを行うことが不適当な条件の場合は、移動式木材破碎機を使用するなど、林野火災の抑制に努めるものとします。

（ウ）植栽時期は次のとおり春または秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植えるなど、苗木の活着と成長が十分図られるように行うものとします。

| 植栽時期 | 樹種          | 植栽時期       |
|------|-------------|------------|
| 春植え  | トドマツ、アカエゾマツ | ～６月１０日     |
|      | その他         | ～５月３１日     |
| 秋植え  | 全樹種         | ９月中旬～１１月上旬 |

（エ）植栽本数は次の主要樹種の植栽本数を基礎として、既存の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討するものとします。植栽本数の検討にあたっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図ることを目的に本数の低減についても併せて検討するものとします。

特に初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツとの交配種を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林にあつては、天然更新

木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討するものとします。

【植栽本数】

単位 本／h a

| 仕立ての方法 | 樹 種   |       |        |       |       |
|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
|        | カラマツ  | トドマツ  | アカエゾマツ | その他針  | 広葉樹   |
| 密仕立て   | 2,500 | 2,500 | 2,500  | 2,500 | 3,000 |
| 中庸仕立て  | 2,000 | 2,000 | 2,000  | 2,000 | 2,000 |
| 疎仕立て   | 1,500 | 1,500 | 1,500  | 1,500 | 1,500 |

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽をしようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うこととします。

(オ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるものとします。なお、コンテナ苗の植栽時期については、第2の1の(2)の時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるように努めることとします。

#### イ 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保するものとします。

なお、植栽より更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上とすることを基本とします。

#### 【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

カラマツ林で、材積伐採率30%の択伐を行い、トドマツを植栽して複層林とする場合。

↓

トドマツの標準的な植栽本数をh a 当たり2,000本とすると、 $2,000 \text{ 本} \times 30\% = 600 \text{ 本}$ となり、トドマツを概ね600本以上植栽することになります。

この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するためのものです。

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽をしようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うこととします。

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

また、択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

## 2 天然更新に関する事項

#### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、気象、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うこととし、対象樹種を次のとおり定めます。

| 天然更新の対象樹種                          |
|------------------------------------|
| イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ、カンバ類、ヤチダモ、ハンノキ類など |

## (2) 天然更新の標準的な方法

### ア 天然更新の完了の判断基準

2の(3)による天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種<sup>(注1)</sup>の稚幼樹等<sup>(注2)</sup>が、幼齢林<sup>(注3)</sup>では成立本数が立木度<sup>(注4)</sup>3以上、幼齢林以外の森林では林地面積<sup>(注5)</sup>に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1) 高木性樹種とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 幼齢林とは、伐採後おおむね15年未満の森林をいいます。

(注4) 立木度とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新の完了の判断基準について」によるものとします。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数 (注6)} \times 10$$

(注5) 林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

### 広葉樹

| 階層 | 期待成立本数     |
|----|------------|
| 上層 | 300本/ha    |
| 中層 | 3,300本/ha  |
| 下層 | 10,000本/ha |

### 針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)

| 階層          | 期待成立本数  |
|-------------|---------|
| 上層(カラマツ)    | 300本/ha |
| 上層(その他の針葉樹) | 600本/ha |

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林(天然林の標準伐期齢)

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行ものとし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込み等を行い更新を確保することとします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意するものとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として定めます。

「天然更新が期待できない森林」とは、現況が人工林針葉樹で、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方又は周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を指し、これらのほか気象、地形、地質、土壌等の自然条件を踏まえて指定します。

また、本町ではカラマツを主体とした人工林資源の保続を図るため、木材等生産林として指定した森林の区域のうち別表1のとおり指定します。

なお、これらの森林において主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行うこととし、植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によることとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によることとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)における「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」によることとします。

### 5 その他必要な事項

- (1) 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意するものとします。
- (2) 伐採跡地が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取り組みを通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造を維持するよう行い、特に高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意するものとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次のとおりとします。

| 樹種<br>(生産目標)                    | 施業方法                                            | 間伐の時期（林齢） |    |    |    |    | 間伐の方法                                                              |
|---------------------------------|-------------------------------------------------|-----------|----|----|----|----|--------------------------------------------------------------------|
|                                 |                                                 | 初回        | 2回 | 3回 | 4回 | 5回 |                                                                    |
| カラマツ<br>【グイマツとの交配種を含む】<br>(一般材) | 植栽本数：2,000本/ha<br>仕立て方法：中庸仕立て<br>主伐時の設定：350本/ha | 16        | 23 | 31 | 39 | —  | ・選定方法：定性及び定量<br>・間伐率：20～33%<br>・間伐間隔年数<br>標準伐期齢未満：7年<br>標準伐期齢以上：8年 |
| トドマツ<br>(一般材)                   | 植栽本数：2,000本/ha<br>仕立て方法：中庸仕立て<br>主伐時の設定：450本/ha | 21        | 28 | 36 | 45 | —  | ・選定方法：定性及び定量<br>・間伐率：20～33%<br>・間伐間隔年数<br>標準伐期齢未満：8年               |
| アカエゾマツ<br>(一般材)                 | 植栽本数：2,000本/ha<br>仕立て方法：中庸仕立て<br>主伐時の設定：400本/ha | 20        | 30 | 40 | 50 | 60 | ・選定方法：定性及び定量<br>・間伐率：20～33%<br>・間伐間隔年数<br>標準伐期齢未満：10年              |

※「カラマツ間伐施業指針（北海道林務部監修）」、「トドマツ人工林間伐の手引き（同監修）」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

※植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意する。

#### 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法及び主要樹種ごとの標準的な実施時期等は次のとおりとします。

##### (1) 下刈

下刈りは、植栽樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

##### (2) 除伐

除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めな

い若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

### (3) つる切り

育成の対象となる立木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くものとします。

除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の期間等については、次表のとおりとします。

| 樹 種    | 年<br>植栽時期 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|--------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| カラマツ   | 春         | ① | ② | ② | ① |   |   |   |   |   |    |
|        | 秋         |   | ② | ② | ① | ① |   |   |   |   |    |
| トドマツ   | 春         | ① | ② | ② | ① | ① | ① | ① |   |   |    |
|        | 秋         |   | ② | ② | ① | ① | ① | ① | ① |   |    |
| アカエゾマツ | 春         | ① | ② | ② | ① | ① | ① | ① | ① | ① |    |
|        | 秋         |   | ② | ② | ① | ① | ① | ① | ① | ① | ①  |

| 樹 種    | 年<br>植栽時期 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|--------|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| カラマツ   | 春         | △  |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|        | 秋         |    | △  |    |    |    |    |    |    |    |    |
| トドマツ   | 春         |    |    |    | △  |    |    |    |    |    |    |
|        | 秋         |    |    |    |    | △  |    |    |    |    |    |
| アカエゾマツ | 春         |    |    |    | △  |    |    |    |    |    |    |
|        | 秋         |    |    |    |    | △  |    |    |    |    |    |

①：下刈 1 回刈 ②：下刈 2 回刈 △：つる切り、除伐

※カラマツには、グイマツとの交配種を含む。

## 3 その他必要な事項

### (1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関して、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

林地崩壊や流木被害のおそれがある地域については、次の事項に留意して森林施業を行い、間伐の推進に努めるものとします。

ア 間伐や枝打ち等の保育を積極的に行い、下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るものとします。

イ 間伐等による伐倒木や林地残材のうち、河川に流出するおそれのあるものについては、極力林外

へ搬出するなど適切に処理するものとします。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりとします。

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

##### イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表3のとおり定めます。

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

##### ア 区域の設定

##### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防法に規定する砂防指定地、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

##### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他生活環境保全機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

##### ③ 保健・レクリエーション機能及び文化機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、森林公園等の施設を伴う森林、キャンプ場、史跡等と一体となり、すぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能及び文化機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

##### イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表3のとおり定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保出来る森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上

とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分の高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

### (2) 施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐期については、次の表を目安として定めます。

また、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

| 樹 種                    | 生産目標         | 仕立て方法 | 主伐時期 |
|------------------------|--------------|-------|------|
| カラマツ<br>(グイマツとの交配種を含む) | 一般材生産・38 c m | 中庸仕立て | 50 年 |
| トドマツ                   | 一般材生産・36 c m | 中庸仕立て | 55 年 |
| アカエゾマツ                 | 一般材生産・30 c m | 中庸仕立て | 70 年 |

## 3 その他必要な事項

本町の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1及び2の区域に重複して次の区域を設定します。

### (1) 水資源保全ゾーン

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道水取水施設等の集水区域及びその周辺において、市町村が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表2のとおり定めます。

### (2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与えるおそれのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について、別表2のとおり定めます。

### (3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について小班単位で、別表2のとおり定めます。

### (4) 特に効率的な施業が可能な森林

#### ア 区域の設定

木材等生産林のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離も近い人工林を主体とした森林について、特に効率的な施業が可能な森林として別表１のとおり定めます。

#### イ 施業の方法

２の木材等生産林における森林施業を基本とし、人工林については皆伐を行った場合は原則として人工造林により更新を図ることとします。

#### （５）施業実施協定の締結の促進方法

町は、緑化活動やその他の森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利活動法人等が、町内に所在する森林を間伐または保育その他の森林施業の実施及びそのために必要な施設を整備する場合、必要に応じ施業実施協定を締結するものとします。

#### （６）その他

該当なし。

### 第５ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

#### １ 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者は、５ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が全所有者数の約７０％を占めています。また、町内の一般民有林のうち、５８％はカラマツ等の人工林であり、保育や間伐または主伐を行うにあつては施業の集約化によるコストの低減、また木材の安定供給にも配慮する必要があります。このため、森林組合やその他の林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営規模拡大を促進します。

#### ２ 森林の施業又は経営の受託等による規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林施業又は経営の実施等を図るため、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など、森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、林業経営の委託への転換等を目指すものとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、町による森林の土地の所有者等の情報整備・提供や森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図ることとします。

#### ３ 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林施業または経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合等と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内において、受託者自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・管理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権限や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

#### ４ 森林経営管理制度の活用に関する方針

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、町を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

## **5 その他必要な事項**

該当なし。

## **第6 森林施業の共同化の促進に関する事項**

### **1 森林施業の共同化の促進に関する方針**

本町の森林所有者は小規模な森林所有者が多く、森林施業を計画的・効率的に行うために、町、森林組合等の林業事業体及び森林所有者が連携して、森林施業の集約化を図っていくこととします。

### **2 施業実施協定締結その他森林施業の共同化の促進方策**

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、町及び森林組合等による地域協議会を開催するとともに、普及啓発活動を展開するすることにより合意形成を図るものとします。

また、共同化をより進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結促進を図るものとします。

### **3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項**

森林所有者が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することとします。

- (1) 共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し、必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- (2) 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担または相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等、共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- (3) 共同して森林施業を実施する者の一人が、上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせまたは森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

## **4 その他必要な事項**

該当なし。

## **第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項**

### **1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項**

## (1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出に係る作業システムに応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位 路網密度：m/ha

| 区 分              | 作業システム    | 路網密度      |           |
|------------------|-----------|-----------|-----------|
|                  |           |           | 基幹路網      |
| 緩傾斜地 (0° ～15° )  | 車両系作業システム | 110 以上    | 35 以上     |
| 中傾斜地 (15° ～30° ) | 車両系作業システム | 85 以上     | 25 以上     |
| 急傾斜地 (30° ～ )    | 架線系作業システム | 20<15> 以上 | 20<15> 以上 |

(注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により、林内の路網を移動しながら木材の集積、運搬するシステム。グラップル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

(注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた機器等を移動させ、木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダー等を活用。

(注3)「急傾斜地」の〈 〉は、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林に誘導する森林における路網密度

なお、本表は木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

## (2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化及び高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることに主眼を置いた労働生産性の向上が不可欠となります。

このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップルローダ、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

| 傾斜区分 | 伐倒       | 集材《木寄せ》                  | 造材             | 巻立て                 |
|------|----------|--------------------------|----------------|---------------------|
| 緩傾斜  | フェラーバンチャ | トラクタ【全木集材】               | ハーベスタ          | グラップルローダ            |
|      |          | 《グラップルローダ》               | プロセッサ          | (ハーベスタ・プロセッサ)       |
|      | フェラーバンチャ | スキッド【全木】                 | ハーベスタ          | グラップルローダ            |
|      |          |                          | プロセッサ          | (ハーベスタ・プロセッサ)       |
|      | ハーベスタ    | トラクタ【全幹集材】<br>《グラップルローダ》 | ハーベスタ          | グラップルローダ<br>(ハーベスタ) |
|      | ハーベスタ    | フォワーダ【短幹集材】              | (ハーベスタ)        | フォワーダ               |
| 中傾斜  | チェーンソー   | トラクタ【全木集材】               | ハーベスタ          | グラップルローダ            |
|      |          | 《グラップルローダ》               | プロセッサ          | (ハーベスタ・プロセッサ)       |
| 急傾斜  | チェーンソー   | スイングヤーダ <sup>※</sup>     | チェーンソー         | グラップルローダ            |
|      |          | 【全幹集材】                   | ハーベスタ<br>プロセッサ | (ハーベスタ・プロセッサ)       |

※ ( ) は、前工程に引き続き、同一機種により実施する工程について記載。

※【 】は、集材方法

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

## 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり定めます。

| 路網整備等<br>推進区域名 | 面積    | 開設予定路線  | 開設予定延長 | 対図<br>番号 | 備考                      |
|----------------|-------|---------|--------|----------|-------------------------|
| 下居辺地区          | 353ha | ワッカ美加登線 | 1.5 km | ①        | 起点 字下居辺<br>終点 字ワッカクネネツ° |

## 3 作業路網の整備に関する事項

### （1）基幹路線に関する事項

#### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

通行の安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の整備を図る観点等から、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、「林業専用道作設指針」（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）により開設します。

#### イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

単位 延長：Km 面積：ha

| 開設<br>／拡張 | 種類   | 区分 | 路線名     | 延長及び<br>箇所数 | 利用区<br>域面積 | 前半5ヵ年の<br>計画箇所 | 対図<br>番号 | 備考 |
|-----------|------|----|---------|-------------|------------|----------------|----------|----|
| 開設        | 自動車道 |    | ワッカ美加登線 | 1.5ー1       | 353        | ○              | ①        |    |

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

### （2）細部路網に関する事項

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）を基本として、北海道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設することとします。

## 4 その他必要な事項

該当なし。

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

国の「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林整備の実施などのため、林業事業体に関する情報の登録・公表や評価する仕組みの導入を推進すること、また、北海道では、伐採跡地の増加や粗雑な施業が見受けられること及び労働災害の発生率が高いことが課題となっています。

このため、北海道では、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されました。

本町においても、本制度を周知・活用し、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に努めます。

#### (1) 人材の育成・確保

新規の林業従事者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械などの高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図るものとします。

#### (2) 林業事業体の経営体質強化

森林所有者と林業事業体の連携強化による施業の計画的な実施及び森林組合を含む林業事業体の経営の多角化、共同化等による経営体質の強化、事業量の安定的な確保について検討します。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

木材の生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地における林内作業では、チェーンソーとトラクタによる作業システムに加え、ハーベスタによる伐倒、枝払い、玉切り作業とフォワーダによる短幹集材作業のシステムを活用するなど、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

また、高性能林業機械を主体とした林業機械の共同購入の推進、林業機械の共同利用体制の整備、機械操作者の養成、事業量の安定的な確保に努めるものとします。

#### 【高性能機械を主体とする林業機械の導入目標】

| 区 分     |    | 現状（参考）       | 将来（目標）          |
|---------|----|--------------|-----------------|
| 伐 倒     |    | チェーンソー、ハーベスタ | ハーベスタ、フェラーバンチャ  |
| 造 材     |    | チェーンソー、ハーベスタ | ハーベスタ、プロセッサ     |
| 集材あたっては |    | 林内作業車        | グラップルスキッド、フォワーダ |
| 造林等     | 地拵 | チェーンソー、刈払い機  | 自走式ブラッシュカッター    |
|         | 下刈 | 刈払い機         |                 |
|         | 枝打 | 人力           | リモコン式自動枝打ち機     |

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要であり、このため、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などの取り組みや一般消費者への周知、需要の促進を図るよう努めます。

地材地消の推進にあたっては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、北海道の策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）

及び「士幌町公共建築物における地域材利用推進方針」（平成 23 年 12 月策定）に即して、公共建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進するとともに、地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化に努めます。

また、「士幌町地域材利用推進方針」に基づき公共建築物において積極的な利用により地材地消の普及啓発に努めることとします。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第 1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

###### (1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表 4 とおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

###### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

###### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うこととします。特に、現在・過去において諸被害にあった場所においては、同一樹種、同一林齢の人工林を大面積に造成することを避け、多様な樹種・林齢による人工林の造成や、天然林をバランスよく残すこと等により被害のリスクの低減を図ることとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

#### (2) その他

森林病虫害の被害の早期発見に努めるとともに、町と北海道及び林業関係者等と連携し、早期防除に努めることとします。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

(1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺そ剤の散布や防そ溝の設置等の対策を実施することとします。

(2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

(3) 森林の保護に当たっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生生物の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生生物との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事による森林被害を未然に防止するため、森林の巡視活動やポスター等を利用した林野火災の予防啓発を行うこととします。特に春先の乾燥時期には巡視活動を強化し、山火事の発生防止に努めることとします。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れによる害虫駆除等を実施する場合は、「士幌町火入許可に関する条例」（昭和60年3月20日条例第9号）に示された事項を遵守して行うこととします。

また、4月20日から5月20日の無煙期間内にあつては、火入れは実施しないものとします。

## 5 その他必要な事項

### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし。

ただし、病虫害のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うこととします。

### (2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めます。

イ 自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の地域、希少な野生生物の生育・生息地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域においては、自然公園指導員、自然保護監視員、鳥獣保護管理員、生物多様性保護監視員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うものとします。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし。

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知や計画の作成を支援することとします。

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林保護に関する事項

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

該当なし。

### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

### 3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備を通じて、森林の持つ多面的機能を守り育てることにより、地域の森林・木材産業等の振興を図ることとします。

また、適時適切な森林整備を行うことによる温室効果ガスの吸収量を算定し、その吸収量をカーボ

ン・オフセットに使用し、それによって得た収益で更なる森林整備を推進することで、地域の林業従事者の雇用の拡大を目指すことと併せて、地球温暖化の防止に貢献することとします。

#### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

市街地に所在する広葉樹の防風林帯については、地域住民の自然体験や森林浴並びに森林レクリエーション、林業体験等の場として、多様な利用ができるよう管理に努めます。

#### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

##### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

森林整備に関心のある住民や団体が活動しやすい環境を整備するため、広報誌、ホームページ等を利用して森林づくり活動に関する情報の提供に努めるものとします。

また、地域住民による植樹活動の推進や植樹祭の開催など、森林の大切さや緑の環境づくりに対する意識の高揚に努めます。

##### (2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし。

##### (3) その他

将来にわたって森林の整備及び保全に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要であることから、子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取り組みである「木育」を推進します。

また、小中学校の教育課程に導入されている「総合的な学習の時間」等を利用して、森林に関する学習機会の推進に努めます。

#### 6 その他必要な事項

##### (1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林とは、公益的な働きが低下していると、農林水産大臣が認める保安林です。その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的の機能の確保を図るものとします。

特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林は、「要整備森林」として、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図ることとします。

なお、要整備森林は地域森林計画において指定されます。

##### (2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により立木の伐採及び植栽の方法等の施業について制限がある森林（以下、「制限林」という。）については、該当する法令及び道が定める条例に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととします。

##### ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法第33び第44規定により定めた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は、森林法第34許可又は第34条の2若しくは第34条の3の届出が必要となります。なお、指定施業要件は個々の保安林、保安施設地区ご

とに定めていますが、その基準や留意点は次のとおりです。

(ア) 立木の伐採の方法

a 伐採種

主伐における伐採方式（伐採種）は次の（a）～（c）の3区分です。

なお、一指定単位に二以上の伐採種が指定されている場合があります。

- (a) 禁伐：主伐に係る伐採を禁止するもの（防火保安林及び保安施設地区では禁伐以外の伐採種は指定されません）。
- (b) 択伐：森林の構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保することを旨として行う主伐で、単木的に又は10m未満の幅の帯状に選定する伐採あるいは樹群を単位とする伐採で、その伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの。
- (c) 皆伐：伐採種を定めないもので、皆伐を含む全ての伐採方法が認められます。

b 伐期齢

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の立木でなければ主伐として伐採をすることはできません。

c 特例

保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良する必要があるなどの場合に限り、伐採方法について次の特例を定める場合があります。

- (a) 期間：特例の期間は指定後10年以内とされています。
- (b) 伐期齢：伐期齢の特例を定めた保安林では、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に達していなくても主伐に係る伐採をすることができます。
- (c) 伐採種：伐採種の特例を定めた保安林では、禁伐を指定する森林にあつては択伐による伐採を、択伐を指定する森林にあつては皆伐による伐採をすることができます。

d 間伐

樹冠疎密度が10分の8以上の箇所であれば間伐に係る伐採をすることはできません。

(イ) 立木の伐採の限度

a 皆伐面積の限度

- (a) 保安林の種類及び一定の区域ごとに毎年2月1日に知事が公表する翌伐採年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の間に伐採をすることができる面積の合計の範囲（限度公表）を超えて伐採することはできません。
- (b) 限度公表は、2月1日のほか6月、9月、12月の各月の1日に、残期間分の伐採限度を公表します。
- (c) 大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させるおそれがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積の限度を20ヘクタールを超えない範囲内において状況に応じて定めており、その限度をこえて伐採することはできません。
- (d) 防風、防霧保安林では、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

b 択伐材積の限度

- (a) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木の材積に択伐率（注）を乗じた材積としています。（注）択伐率＝（森林の立木材積－前回の択伐後の森林の立木材積）／森林の立木材積

（ 上述のとおり、前回の伐採後の生長量以上の伐採はできません。）

なお、10分の3をこえる場合は10分の3とします（ただし次のウに記す植栽指定が課せられた森林については10分の4をこえる場合は10分の4とします。）。

#### イ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は次表により行います。

なお、立木の伐採等を行う場合は、国立公園及び国定公園にあっては、自然公園法第20条又は第21条の規定による許可が、道立自然公園にあっては、北海道立自然公園条例第10条の規定による許可が必要です。

【表1 特別地域内における制限】

| 区 分     | 制 限 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別保護地区  | 特別保護地区内の森林は、禁伐とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第1種特別地域 | <p>(1) 第1種特別地域内の森林は禁伐とします。<br/>ただし、風致の維持に支障のない限り単木択伐法を行うことができます。</p> <p>(2) 単木択伐法は次の規定により行います。</p> <p>① 伐期齢は、標準伐期齢に見合う林齢に10年以上を加えて決定します。</p> <p>② 択伐率は蓄積の10%以内とします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 2種特別地域  | <p>(1) 第2種特別地域内の森林の立木の伐採は、択伐法とします。<br/>ただし、風致維持に支障のない限り、皆伐法によることができます。</p> <p>(2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によります。</p> <p>(3) 伐期齢は標準伐期に見合う林齢以上とします。</p> <p>(4) 択伐率は、用材林においては蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。</p> <p>(5) 特に指定した風致林については、保育及び保護に努めるものとします。</p> <p>(6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。</p> <p>① 一伐区の面積は、2ha以内とします。<br/>ただし、疎密度3より多くの保存木を残す場合または車道、歩道、集団施設地区、単独施設の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。</p> <p>② 伐区は、更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。</p> |
| 3種特別地域  | 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

#### ウ その他制限林

その他の制限林における伐採の方法は、表2のとおりとします。

【表2 その他の制限林における伐採方法】

| 区 分 | 制 限 内 容 |
|-----|---------|
|-----|---------|

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他制限林 | <p>(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。</p> <p>(2) 鳥獣保護区特別保護区内においては、鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。</p> <p>(3) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則択伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積を1ha未満とします。</p> <p>(4) 史跡、名勝または天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く）においては、原則禁伐とします。</p> |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### (3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など、地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう、北海道の指導機関と連携して普及啓発に努めます。

別表1 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

| 森林の区域 |                                                          | 参考 |
|-------|----------------------------------------------------------|----|
| 林班    | 小班                                                       |    |
| 1     | 37・41                                                    |    |
| 2     | 1・3・9・71～72                                              |    |
| 3     | 2～4・9～10・49～50・52・54・99・104・106・110                      |    |
| 6     | 22・30・41                                                 |    |
| 8     | 25・67～68・82・84～86・138・154                                |    |
| 9     | 7・9・39                                                   |    |
| 11    | 6～8・36～37                                                |    |
| 12    | 8～9・11・14・16～17・19                                       |    |
| 16    | 19～22・24～25・41                                           |    |
| 17    | 4・7・37・47・71・87～88・92～93・100・106・110・113                 |    |
| 24    | 2・26                                                     |    |
| 26    | 2                                                        |    |
| 30    | 31                                                       |    |
| 35    | 1・49                                                     |    |
| 42    | 45～47・57                                                 |    |
| 43    | 1                                                        |    |
| 44    | 34・37・40・44・48・73・136・151～152                            |    |
| 46    | 1～2・7・9・17・29～30・70                                      |    |
| 47    | 2～10・12・15・18・21～34・37・41                                |    |
| 48    | 22・24～33・37～38・52・54・56～61・63・65・81～86・88～89・91～92・94～98 |    |
| 49    | 13・18・22・26・28～29・38                                     |    |
| 51    | 40・42                                                    |    |
| 52    | 2                                                        |    |
| 54    | 11～12・16                                                 |    |
| 56    | 7・10・33                                                  |    |

|    |                                                         |  |
|----|---------------------------------------------------------|--|
| 60 | 1・2・4・6・8・10・13・15・17・21・24                             |  |
| 61 | 1・5・9・12・14・16・20                                       |  |
| 62 | 3・5・9・12・18・20・23・25・30                                 |  |
| 63 | 2・3・7・8・10・12・14・16・18・19                               |  |
| 73 | 1・2・72・73                                               |  |
| 74 | 13・18・24・26・40・41・46・48・50                              |  |
| 75 | 3・20・21・28・30・33・43・44・51・53                            |  |
| 76 | 6・7・9・10・16・19・21・28・32・36・39・54                        |  |
| 77 | 2・6・21・23・27・30・38・42・46・56                             |  |
| 78 | 2・15・18                                                 |  |
| 80 | 9・19・20・26・27・37・38・54・55・60・62・63・69・73・74・80・81・89・90 |  |
| 81 | 9・19                                                    |  |
| 82 | 3・38                                                    |  |

別表2 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

| 区分        | 森林の区域  |                                                                                                                            | 面積<br>(ha) |
|-----------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|           | 林<br>班 | 小班                                                                                                                         |            |
| 水源涵<br>養林 | 2      | 26・28・32・35・70・74                                                                                                          | 799.49     |
|           | 3      | 1                                                                                                                          |            |
|           | 4      | 14                                                                                                                         |            |
|           |        |                                                                                                                            |            |
|           | 6      | 32・38                                                                                                                      |            |
|           | 9      | 2・4・97・102                                                                                                                 |            |
|           | 10     | 1・4・6・9・15・21・75・80                                                                                                        |            |
|           | 12     | 5・7・10                                                                                                                     |            |
|           | 13     | 13・57・66・67・70・71・77                                                                                                       |            |
|           | 15     | 1・2・27・30・33・36・38・41・43・45                                                                                                |            |
|           | 17     | 1・3・5・8・9・11・13・17・18・24・30・31・33・36・45・46・48・49・52・54・<br>56・57・60・61・64・67・79・80・90・91・94・99・102・108・114・115・120・<br>127 |            |
|           | 20     | 10・12・14・15・27・32・35                                                                                                       |            |
|           | 24     | 1・3・7・8・22・29・36・65                                                                                                        |            |
|           | 26     | 1・3・6・24・34・35                                                                                                             |            |
|           | 29     | 10・12・14・19                                                                                                                |            |
|           | 30     | 1・3・4・7・11・14・19・20・23・25・27・30・34・38・43・87・90                                                                             |            |
|           | 33     | 7・10・14・25・27・52                                                                                                           |            |
|           | 41     | 28・31                                                                                                                      |            |
|           | 62     | 26                                                                                                                         |            |

|         |    |                                                                                                        |        |
|---------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
|         | 63 | 6                                                                                                      |        |
|         | 64 | 1～3                                                                                                    |        |
|         | 65 | 1                                                                                                      |        |
|         | 66 | 1～10                                                                                                   |        |
|         | 67 | 1～3・6～7                                                                                                |        |
|         | 68 | 1～2・5～6                                                                                                |        |
| 山地災害防止林 | 40 | 64～68・94・98・101                                                                                        | 171.08 |
|         | 41 | 5・7～9・46～47・49～56・58・61～62・67～77・114・118・120                                                           |        |
|         | 42 | 4～6・54・58～62・64・66・69・102～104                                                                          |        |
|         | 44 | 9・17・36・65～67                                                                                          |        |
|         | 46 | 44・47・50                                                                                               |        |
|         | 75 | 15～16・50                                                                                               |        |
|         | 76 | 23～27・46・61～63                                                                                         |        |
|         | 77 | 30                                                                                                     |        |
|         | 80 | 1・51・91～92                                                                                             |        |
|         | 81 | 1・3・55・59・61～62                                                                                        |        |
|         | 82 | 2・6・9・29～30・33～35・47・52～54・57～59                                                                       |        |
| 生活環境保全林 | 1  | 2～3・8～25・29～34・38～40・42                                                                                | 770.07 |
|         | 3  | 40・45～46・92～94・103                                                                                     |        |
|         | 4  | 1・17～20                                                                                                |        |
|         | 6  | 2～3・40・42                                                                                              |        |
|         | 7  | 1～2・30～34・37～38・49～64・68～75                                                                            |        |
|         | 8  | 11～13・15～17・26・30・32・34～38・40・44～47・50・52・64～65・73・75～76・83・97～101・104～124・130・132～137・142～145・166～179 |        |
|         | 9  | 11～12・46～47・49～50・52～55・57・59～64・66・68・70・72～74・76・78・80～82・84・86・88・106                               |        |
|         | 10 | 7～8                                                                                                    |        |
|         | 11 | 3・10～11・13～14・16～17・20～28・46～49・52～53・58～63                                                            |        |
|         | 12 | 28～32・34～38                                                                                            |        |
|         | 13 | 1・25～26・30～38・41～47・50・56・72～76                                                                        |        |
|         | 14 | 2～3・65～66・69～82・84～87・89～91・93～99・123～125・128～130・134・166～167・170～174・177～185・187                      |        |
|         | 15 | 22～23                                                                                                  |        |
|         | 16 | 3・8・13・15～18                                                                                           |        |
|         | 17 | 32・40～44・116～119                                                                                       |        |
|         | 18 | 49・51～62                                                                                               |        |
|         | 19 | 20～23                                                                                                  |        |
|         | 21 | 24～31・33～36・40・42・99～100                                                                               |        |
|         | 22 | 18～19・27～34・49～50                                                                                      |        |

|                         |    |                                                                                                                                 |            |
|-------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
|                         | 23 | 1・2・55・72・74・76・78・84・97・100・102・104                                                                                            |            |
|                         | 24 | 46・48                                                                                                                           |            |
|                         | 25 | 23・25・27・29・37・40・42・53・55・57・59                                                                                                |            |
|                         | 26 | 28・32                                                                                                                           |            |
|                         | 27 | 5・9・11・13・14・17・18                                                                                                              |            |
|                         | 29 | 20・22・34                                                                                                                        |            |
|                         | 30 | 62・69・71・74・76・78・80・91・92                                                                                                      |            |
|                         | 31 | 3・5・7・18・19・21・23・24                                                                                                            |            |
|                         | 32 | 9・20                                                                                                                            |            |
|                         | 33 | 36・42・44・45・51・53                                                                                                               |            |
|                         | 34 | 17・19・33・37                                                                                                                     |            |
|                         | 35 | 28・30                                                                                                                           |            |
|                         | 36 | 14・16・18・35・54・60・62・64                                                                                                         |            |
|                         | 37 | 1・46・61・63・65・67・81・83・101・103・104・119                                                                                          |            |
|                         | 38 | 1・2・66・68・72・92                                                                                                                 |            |
|                         | 39 | 38・45                                                                                                                           |            |
|                         | 40 | 8・69・82・84・92・96・97・118                                                                                                         |            |
|                         | 41 | 78・81・83・84・86・94・96・110・132                                                                                                    |            |
|                         | 42 | 40・41・63・65・67・68・70・72・73・75・78・80・84・88・96・98・101・110・112・117・119                                                             |            |
|                         | 43 | 33・35・43                                                                                                                        |            |
|                         | 44 | 49・51                                                                                                                           |            |
| 保健・<br>文化機<br>能等維<br>持林 | 9  | 1・3・5・8                                                                                                                         | 169. 28    |
|                         | 10 | 5                                                                                                                               |            |
|                         | 12 | 18・20・21・24・26                                                                                                                  |            |
|                         | 24 | 24                                                                                                                              |            |
|                         | 26 | 20・26・36                                                                                                                        |            |
|                         |    |                                                                                                                                 |            |
|                         | 41 | 32                                                                                                                              |            |
|                         | 71 | 8・27                                                                                                                            |            |
|                         | 81 | 40・45・46                                                                                                                        |            |
| 木材等<br>生産林              | 1  | 1・5・7・26・28・36・37・41                                                                                                            | 3, 548. 63 |
|                         | 2  | 1・3・13・37・55・71・73                                                                                                              |            |
|                         | 3  | 2・4・6・9・10・15・17・23・24・29・30・32・33・36・39・49・50・52・58・86・95・97・99・101・104・106・108・110                                            |            |
|                         | 6  | 9・10・16・22・25・30・39・41・43・46                                                                                                    |            |
|                         | 7  | 3・5・8・11・12・14・17・20・21・25・26・28・29・35・39・44・48・66・67                                                                           |            |
|                         | 8  | 1・3・5・8・19・22・25・28・29・51・53・63・66・68・70・72・74・77・79・81・82・84・91・94・102・103・125・127・129・131・138・141・146・148・149・154・157・162・165 |            |

|    |                                                                                                                                                                                                                        |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9  | 6~7·9·22~29·33~35·37~39·41 · 43~44·90·103                                                                                                                                                                              |
| 11 | 1~2·6~8·12·35~37·39·41·44~45·51·54·56~57                                                                                                                                                                               |
| 12 | 2·8~9·11·13~14·16~17·19·27·40·43~45·48                                                                                                                                                                                 |
| 13 | 4·8·14·49·58·64·69·78                                                                                                                                                                                                  |
| 14 | 1·7·9·16·30~32·44~45·48~53·55~60·63~64·67~68·109·114~117·<br>119~122 · 127·141~142·151~154·159 · 162~163·165·168·176·186                                                                                               |
| 15 | 15·17~19·31·40                                                                                                                                                                                                         |
| 16 | 7·11~12·19~22·24~31·41~42·44·47~48·51~52·54~57                                                                                                                                                                         |
| 17 | 4·6~7·16·19~21·28·37·47·71·87~88·92~93·100·106·110~111·113                                                                                                                                                             |
| 18 | 3·8·14~17·24·31·43·45·50·66~67·75~76·78·80                                                                                                                                                                             |
| 19 | 7                                                                                                                                                                                                                      |
| 21 | 13                                                                                                                                                                                                                     |
| 22 | 9·14·47~48                                                                                                                                                                                                             |
| 23 | 36·106~107                                                                                                                                                                                                             |
| 24 | 2·9~10·12~13·26·32~33·37~38·41~43·62·66                                                                                                                                                                                |
| 25 | 16~17                                                                                                                                                                                                                  |
| 26 | 2·8·14                                                                                                                                                                                                                 |
| 30 | 29·31·88                                                                                                                                                                                                               |
| 31 | 2·6                                                                                                                                                                                                                    |
| 34 | 22                                                                                                                                                                                                                     |
| 35 | 1~4·6·8~9·44·49·51~52                                                                                                                                                                                                  |
| 36 | 36~37·56~58                                                                                                                                                                                                            |
| 37 | 6·8·14·16·25·38~39·50·52·59·108·124~125                                                                                                                                                                                |
| 38 | 20·62·101 · 107·112~113·115~116                                                                                                                                                                                        |
| 39 | 4~5                                                                                                                                                                                                                    |
| 40 | 7·10~11·13·15·22·27·38~40·42·46~48·56~63·107~108 · 112·116~<br>117                                                                                                                                                     |
| 41 | 1~4·30·42~44·124                                                                                                                                                                                                       |
| 42 | 1~3·7·9~11·13~14·17·22~23·27·30·34~35·38 · 45~47·49~50·52~<br>53·57·89~90·92~94·106~108·113~116                                                                                                                        |
| 43 | 1~2·19·22·46·50·63                                                                                                                                                                                                     |
| 44 | 1·3·5~7·11~14·16·18~21·24·26~35·37~41·43~44·46·48·52·57·59<br>~64·68~78·84·86·95·97~99·102·105~107·114~117·119~120·126·<br>129~133·135~136·140~141·146·148~154·156·158·160·165~166·170<br>~172·176·178~179·181·186~187 |
| 45 | 1·4~5·7~17·20~26 · 29·31·33 · 35 · 37~41·43~50·54~62·65·68·70<br>~71·74~81·84·90·92·95~97·99·104~113·115~122·126~128 · 130~                                                                                            |

|    |                                                                               |
|----|-------------------------------------------------------------------------------|
|    | 134                                                                           |
| 46 | 1~21・23~31・33~43・46・48~49・51~72                                               |
| 47 | 1~38・40~41                                                                    |
| 48 | 3~17・22・24~33・36~45・47・50・52・54・56~61・63・65・68・71~72・74・81<br>~89・91~92・94~98 |
| 49 | 1~7・10~30・32~54                                                               |
| 50 | 1~18・20~39・41~48                                                              |
| 51 | 1~3・7~9・12~13・15~24・30・32~36・38・40~46                                         |
| 52 | 1~6・8~9・11~23・31~33・36~37・41~46・50~61                                         |
| 53 | 1・3~14・17~18・20~23                                                            |
| 54 | 1~19                                                                          |
| 55 | 1~8                                                                           |
| 56 | 1~24・27~33                                                                    |
| 57 | 1~27                                                                          |
| 58 | 1・3・5~20                                                                      |
| 59 | 1~13・15~24・26~29・31・33~34                                                     |
| 60 | 1~24                                                                          |
| 61 | 1~18・20                                                                       |
| 62 | 1~9・11~21・23・25・30                                                            |
| 63 | 1~5・7~10・12~20                                                                |
| 64 | 4・7~10                                                                        |
| 65 | 2~5                                                                           |
| 67 | 4~5                                                                           |
| 68 | 3~4                                                                           |
| 69 | 1・3~7・9~11                                                                    |
| 70 | 1~7                                                                           |
| 71 | 1~7                                                                           |
| 72 | 1~2・4・7~10・15~16                                                              |
| 73 | 1~4・6~16・18~19・22~23・25~93・95~96・99~112                                       |
| 74 | 1~10・12~13・15~27・29~33・39~48・50・52~55                                         |
| 75 | 2~14・17~49・51~54                                                              |
| 76 | 1~14・16~19・21~22・28~39・54・56~60・64                                            |
| 77 | 1~4・6~12・14~16・19~23・25~27・31・35~48・50~56・70                                  |
| 78 | 1~5・8・10・13・15・18~19                                                          |
| 79 | 1~7・10~31・33~38・41~42・45~76・78~85                                             |
| 80 | 8~11・13~21・24~27・33・35~44・46~47・52~55・60~63・68~69・73~<br>75・79~90             |
| 81 | 2・4~10・12・14~19・21~24・28~29・32~33・36~37・39・41・43・48~53・<br>58・60・63           |
| 82 | 1・3~4・8・10~11・13~18・20~22・25~28・31~32・38・41~42・44~46・48                       |

|  |  |              |  |
|--|--|--------------|--|
|  |  | ～49・51・55～56 |  |
|--|--|--------------|--|

## 2 上乗せゾーニング

| 区分             | 森林の区域 |    | 面積 (ha) |
|----------------|-------|----|---------|
|                | 林班    | 小班 |         |
| 特に効率的な施業が可能な森林 | —     | —  |         |

### 【道有林】

該当なし

別表3 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

### 【一般民有林】

| 区分                             | 施業の方法         | 森林の区域 |                                                                                                                    | 面積 (ha) | 森林経営計画における主な実施基準（注1）            |
|--------------------------------|---------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------------------------|
|                                |               | 林班    | 小班                                                                                                                 |         |                                 |
| 水源涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 伐期の延長を推進すべき森林 | 2     | 26・28・32・33～35・70・74                                                                                               | 799.49  | 主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上<br>皆伐面積：20ha以下 |
|                                |               | 3     | 1                                                                                                                  |         |                                 |
|                                |               | 4     | 14                                                                                                                 |         |                                 |
|                                |               |       |                                                                                                                    |         |                                 |
|                                |               | 6     | 32～38                                                                                                              |         |                                 |
|                                |               | 9     | 2・4・97・102                                                                                                         |         |                                 |
|                                |               | 10    | 1～4・6・9～15・21～75・80                                                                                                |         |                                 |
|                                |               | 12    | 5～7・10                                                                                                             |         |                                 |
|                                |               | 13    | 13・57・66～67・70～71・77                                                                                               |         |                                 |
|                                |               | 15    | 1～2・27～30・33・36～38・41～43・45                                                                                        |         |                                 |
|                                |               | 17    | 1～3・5・8～9・11～13・17～18・24・30～31・33～36・45～46・48～49・52・54・56～57・60～61・64～67・79～80・90～91・94～99・102・108・114～115・120～127 |         |                                 |
|                                |               | 20    | 10・12・14～15・27・32・35                                                                                               |         |                                 |
|                                |               | 24    | 1・3・7～8・22・29・36・65                                                                                                |         |                                 |
|                                |               | 26    | 1・3～6・24・34～35                                                                                                     |         |                                 |
|                                |               | 29    | 10・12・14～19                                                                                                        |         |                                 |
|                                |               | 30    | 1・3～4・7・11・14・19～20・23・25～27・30・34・38・43・87・90                                                                     |         |                                 |
|                                |               | 33    | 7～10・14・25・27・52                                                                                                   |         |                                 |
|                                |               | 41    | 28・31                                                                                                              |         |                                 |

|                                                                       |                       |    |                                                                                                        |         |                                      |
|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------------------------------|
|                                                                       |                       | 62 | 26                                                                                                     |         |                                      |
|                                                                       |                       | 63 | 6                                                                                                      |         |                                      |
|                                                                       |                       | 64 | 1～3                                                                                                    |         |                                      |
|                                                                       |                       | 65 | 1                                                                                                      |         |                                      |
|                                                                       |                       | 66 | 1～10                                                                                                   |         |                                      |
|                                                                       |                       | 67 | 1～3・6～7                                                                                                |         |                                      |
|                                                                       |                       | 68 | 1～2・5～6                                                                                                |         |                                      |
|                                                                       | 伐採面積の規模の縮小を行うべき森林（注2） |    |                                                                                                        | 0.00    | 主伐林齢：標準伐期<br>齢+10年以上<br>皆伐面積：10ha 以下 |
| 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成機能または保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 長伐期施業を推進すべき森林（注3）     | 1  | 2～3・8～25・29～34・38～40・42                                                                                | 1042.93 | 主伐林齢：（注3）の表による<br>皆伐面積：20ha 以下       |
|                                                                       |                       |    |                                                                                                        |         |                                      |
|                                                                       |                       | 3  | 40・45～46・92～94・103                                                                                     |         |                                      |
|                                                                       |                       | 4  | 1・17～20                                                                                                |         |                                      |
|                                                                       |                       | 6  | 2～3・40・42                                                                                              |         |                                      |
|                                                                       |                       | 7  | 1～2・30～34・37～38・49～64・68～75                                                                            |         |                                      |
|                                                                       |                       | 8  | 11～13・15～17・26・30・32・34～38・40・44～47・50・52・64～65・73・75～76・83・97～101・104～124・130・132～137・142～145・166～179 |         |                                      |
|                                                                       |                       | 9  | 1・3・5・8・11～12・46～47・49～50・52～55・57・59～64・66・68・70・72～74・76・78・80～82・84・86・88・106                       |         |                                      |
|                                                                       |                       | 10 | 5・7～8                                                                                                  |         |                                      |
|                                                                       |                       | 11 | 3・10～11・13～14・16～17・20～28・46～49・52～53・58～63                                                            |         |                                      |
|                                                                       |                       | 12 | 18・20～21・24～26・28～32・34～38                                                                             |         |                                      |
|                                                                       |                       | 13 | 1・25～26・30～38・41～47・50・56・72～76                                                                        |         |                                      |
|                                                                       |                       | 14 | 2～3・65～66・69～82・84～87・89～91・93～99・123～125・128～130・134・166～167・170～174・177～185・187                      |         |                                      |
|                                                                       |                       | 15 | 22～23                                                                                                  |         |                                      |
|                                                                       |                       | 16 | 3・8・13・15～18                                                                                           |         |                                      |
|                                                                       |                       | 17 | 32・40～44・116～119                                                                                       |         |                                      |

|  |          |              |    |                                                                                |      |                  |
|--|----------|--------------|----|--------------------------------------------------------------------------------|------|------------------|
|  |          |              | 18 | 49・51～62                                                                       |      |                  |
|  |          |              | 19 | 20～23                                                                          |      |                  |
|  |          |              | 21 | 24～31・33～36・40・42・99～100                                                       |      |                  |
|  |          |              | 22 | 18～19・27～34・49～50                                                              |      |                  |
|  |          |              | 23 | 1～2・55～72・74～76・78～84・<br>97・100・102～104                                       |      |                  |
|  |          |              | 24 | 24・47～48                                                                       |      |                  |
|  |          |              | 25 | 23～25・27・29～37・40～42・53<br>～55・57・59                                           |      |                  |
|  |          |              | 26 | 20・26・28～32・36                                                                 |      |                  |
|  |          |              | 27 | 5～9・11・13～14・17～18                                                             |      |                  |
|  |          |              | 29 | 20・22～34                                                                       |      |                  |
|  |          |              | 30 | 62～69・71～74・76・78～80・91<br>～92                                                 |      |                  |
|  |          |              | 31 | 3～5・7・18～19・21・23～24                                                           |      |                  |
|  |          |              | 32 | 9～20                                                                           |      |                  |
|  |          |              | 33 | 36～42・44～45・51・53                                                              |      |                  |
|  |          |              | 34 | 17～19・33・37                                                                    |      |                  |
|  |          |              | 35 | 28～30                                                                          |      |                  |
|  |          |              | 36 | 14～16・18～35・54・60・62～64                                                        |      |                  |
|  |          |              | 37 | 1・46・61・63～65・67～81・83～<br>101・103～104・119                                     |      |                  |
|  |          |              | 38 | 1～2・66・68・72～92                                                                |      |                  |
|  |          |              | 39 | 38～45                                                                          |      |                  |
|  |          |              | 40 | 8・64～82・84～92・94・96～98・<br>101・118                                             |      |                  |
|  |          |              | 41 | 5・7～9・32・46～47・49～56・58・<br>61～62・67～81・83～84・86～<br>94・96～110・114・118・120・132 |      |                  |
|  |          |              | 42 | 4～6・40～41・54・58～70・72～<br>73・75～78・80・84～88・96～98・<br>101～104・110～112・117～119  |      |                  |
|  |          |              | 43 | 33・35～43                                                                       |      |                  |
|  |          |              | 44 | 49～51                                                                          |      |                  |
|  |          |              | 71 | 8～21・24～27                                                                     |      |                  |
|  |          |              | 75 | 15～16                                                                          |      |                  |
|  |          |              |    |                                                                                |      |                  |
|  | 複層<br>林施 | 複層林施<br>業を推進 | 24 | 46                                                                             | 9.36 | 主伐林齢：標準伐期<br>齢以上 |
|  |          |              | 71 | 22～23                                                                          |      |                  |

|  |           |                         |    |                                  |       |                                                                     |
|--|-----------|-------------------------|----|----------------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------|
|  | 業を推進すべき森林 | すべき森林（択伐によるものの除く）       |    |                                  |       | 伐採率：70%以下<br>その他：標準伐期齢時の立木材積の 1/2 以上を維持する                           |
|  |           | 択伐による複層林施業を推進すべき森林      | 44 | 9・17・36・65～67                    | 58.14 | 主伐林齢：標準伐期齢以上<br>伐採率：30%以下または 40%以下<br>その他：標準伐期齢時の立木材積の 7/10 以上を維持する |
|  |           |                         | 46 | 44・47・50                         |       |                                                                     |
|  |           |                         | 75 | 50                               |       |                                                                     |
|  |           |                         | 76 | 23～27・46・61～63                   |       |                                                                     |
|  |           |                         | 77 | 30                               |       |                                                                     |
|  |           |                         | 80 | 1・51・91～92                       |       |                                                                     |
|  |           |                         | 81 | 1・3・40・45～46・55・59・61～62         |       |                                                                     |
|  |           |                         | 82 | 2・6・9・29～30・33～35・47・52～54・57～59 |       |                                                                     |
|  |           | 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 |    |                                  | 0.00  | 特定広葉樹について、標準伐期齢時の立木材積を維持する                                          |

（注 1）森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区部毎の具体的な施業方法については注 2、注 3 に定める方法のほか、農林水産省令（森林法施行規則）で定められる実施基準に適合した方法とする必要があります。

（注 2）「伐採面積の規模の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の 1 伐区あたりの伐採面積は 10ha 以下とする必要があります。

（注 3）「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

|     | 樹種                    | 主伐可能な林齢 |
|-----|-----------------------|---------|
| 人工林 | エゾマツ・アカエゾマツ           | 96 年以上  |
|     | トドマツ                  | 64 年以上  |
|     | カラマツ（グイマツとの交配種を含む）    | 48 年以上  |
|     | その他針葉樹                | 64 年以上  |
|     | カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む） | 48 年以上  |
|     | その他広葉樹                | 64 年以上  |
| 天然林 | 主として天然下種によって生立する針葉樹   | 96 年以上  |
|     | 主として天然下種によって生立する広葉樹   | 128 年以上 |

【道有林】

該当なし

別表 4 鳥獣害防止森林区域

【一般民有林】

| 対象鳥獣 | 森林の区域 | 面積（ha） |
|------|-------|--------|
|------|-------|--------|

|      |                              |          |
|------|------------------------------|----------|
| の種類  |                              |          |
| エゾシカ | 9～10・17・31～32・52～54・57～82 林班 | 3,024.44 |

【道有林】

該当なし